

達磨寺方丈 魅力化事業 業務委託仕様書

1 趣 旨

本業務は2021年に聖徳太子1400年御遠忌を迎えることを機会として、聖徳太子ゆかりの寺である「達磨寺」、そして県指定の文化財であり令和2年に修復工事を完了したばかりの達磨寺方丈を未来へと継承し、保存・維持管理を行うとともに、活用することで賑わいを創出できる仕組み・人材を育成し、ひいては達磨寺のある王寺町の認知度向上と観光誘客を達成するために事業を行うものである。

2 募集する企画提案の内容

達磨寺方丈を活用した座禅体験の実施及び写経・写仏体験の広報

(1) 概 要

達磨寺は、臨済宗南禅寺派の寺院であり、オリジナルの体験プログラムとして、座禅や写仏・写経の体験がある。しかし、現在は定期的な座禅の体験は実施していない。そのため、達磨寺ならではの魅力を味わっていただくことを目的とし、一般の方が毎月座禅を体験できる機会を設ける。また、写経・写仏については、現在実施しているが、あまり認知されておらず、参加者が少ないため、より多くの方に気軽に体験していただけるように効果的な広報を行う。

① 座禅体験の実施

毎月1回（土日どちらか）、達磨寺方丈で、座禅の講師（王寺町観光協会にて調整中）を招いた座禅体験を事前申し込み制、各回定員25名（最小催行人数10人）として実施。

※達磨寺方丈（奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目1-40）

②写経・写仏体験の広報

現在達磨寺では写経体験及び、4種類（聖徳太子・達磨大師・千手観音・雪丸）の写仏体験を実施。達磨寺での直接受付の他、オンラインでの受付等幅広く受付を行っているため、それらの広報を行う。

(2) 委託業務内容

①座禅体験の受付

- ・毎月の座禅体験について、参加者の募集を行い、人数を取りまとめて、座禅の講師との調整及び謝金の支払いを行うこと。
- ・事前・当日の受付の仕組みの整備を行うこと。
- ・参加料を受領するための決済システムを構築すること。
- ・料金については、本協会と協議の上決定すること。

②座禅体験及び写経・写仏体験の広報

- ・定期的な座禅体験、常時写経・写仏体験が行える寺として、マスメディアやS

NS、ブログ等のインターネットツールを最大限活用した積極的なPRを行うこと。

③新型コロナウイルス対応

- ・コロナ禍の渦中であることを踏まえ、本協会・達磨寺側と綿密に調整し、感染拡大防止策を徹底したうえで、運営を行うこと。
- ・体験時に検温、手指の消毒、参加者の住所の聞き取り等、コロナウイルスの感染拡大防止策を徹底できる体制を整えること。
- ・会場に設置するアルコール除菌液や検温器、アクリル板等、コロナウイルスの感染拡大防止のための備品等は、受託者側で用意すること。
- ・コロナウイルスの感染拡大防止のための人数制限や、ソーシャルディスタンスの確保等の呼びかけなど、コロナ禍における開催に必要な広報を事前及び当日、十分に行うこと。

雪丸茶屋「だるま・ゆきまりだるま・だるまの願い札の絵付け体験」の企画・導入

(1) 概要

達磨大師の伝説が残る達磨寺。その達磨寺を親しみやすくPRするため、達磨寺のシンボルであるだるま、王寺町が商標を持つ「ゆきまり」（デザインは別添参照）、をモチーフとしただるま及びだるまの願い札のデザインを考案するとともに、その制作物を使った絵付け体験プログラムを企画し、販売すること。達磨寺来訪者に諸願成就の思いを込めて、絵付けを楽しんでもらうとともに、成就のあかつきには年末の達磨寺でのお焚き上げに訪れ奉納。翌年に、再度達磨を購入いただくというサイクルを構築し、企画の収益化につなげる。また、絵付けしてある既製品のだるま及びゆきまりだるまを制作し、そちらは、お土産としても販売する。お土産販売のための寺との調整も行うこと。

(2) 開催場所及び開催日時

開催場所：達磨寺方丈及び雪丸茶屋

※雪丸茶屋（奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目5-2）

開始日時：令和3年2月に絵付け体験・販売を開始できる体制を整えること。

(3) 委託業務内容

①絵付け体験プログラムの導入（企画・導入・運営）

- ・だるま及びゆきまりだるまの2種類のだるま及びだるまの願い札を制作すること。大きさ（複数種類）やデザインについては、提案によることとする。
 - ・絵付け体験を企画し導入するため、関係各所との調整を行うこと。
 - ・絵付け体験の受付の仕組みの整備（インターネット受付及び窓口受付）
 - ・料金の受領のための決済システムを構築すること。
- ※絵付け体験の料金設定も提案によるものとする。

・絵付けしてあるだるま及びゆきまりだるまのお土産販売。

②体験プログラム及びお土産の広報及び積極的PR

・広報用チラシ制作及び配布（配布枚数・配布場所等も提案すること）

・マスメディアやSNS、ブログ等のインターネットツールを最大限活用した積極的なPRにより、費用対効果の高い企画を提案すること。

※コロナ渦中において、観光客数等が減った分をリカバリーするような、より効果の高い発信を期待する。

※ただし、予算内で実現性があることを前提として提案することとする。

③新型コロナウイルス対応

・コロナ禍の渦中であることを踏まえ、本協会・達磨寺・雪丸茶屋側と綿密に調整し、感染拡大防止策を徹底したうえで、体験プログラムの運営を行うこと。

・そのための運営マニュアルを作成し、事前に本協会に提出すること。

特産品の開発・販売及びプロモーション

(1) 概要

達磨寺及び王寺町の魅力を伝える特産品を開発し販売を行う。特産品は、王寺町ならではのストーリー性のあるものを考案し、効果的で洗練されたプロモーションも行うことで達磨寺及び王寺町の魅力を幅広い世代へ向けて発信する。

(2) 業務委託内容

①特産品の開発・販売

・達磨寺及び王寺町の魅力を効果的に伝えられる特産品を3種類以上開発すること。

・特産品の内容及び販売価格等の詳細は、提案によることとする。

・効果的な販売方法を提案すること。

②プロモーション

・広報用チラシ制作及び配布（配布枚数・配布場所等も提案すること）

・マスメディアやSNS、ブログ等のインターネットツールを最大限活用した積極的なPRにより、費用対効果の高い企画を提案すること。

・特産品を含め、達磨寺を一体的にPRする効果的なプロモーションを行うこと。

達磨寺方丈を活用したアート展の開催

(1) 概要

達磨寺の方丈、方丈の庭及び参道等を活用し、一定期間アート展を開催して総合的に演出することにより、達磨寺をPRし、SNS等での拡散を促進して、認知度の向上を目指す。また、地域のアーティストの活躍の場とするとともに、お寺に訪れる方とアーティストの架け橋となることで、達磨寺を文化芸術の発信の場とする。

(2) 開催場所及び開催日時

開催場所：達磨寺方丈及び参道

(奈良県北葛城郡王寺町本町2丁目1-40)

開始日時：令和3年10月1日から令和4年3月10日までの期間で、2週間以上開催。※マルシェと日程調整をし、同時開催すること。

(3) 業務委託内容

①地域のアーティストの募集

- ・達磨寺の魅力発信のみならず、地域のアーティストの活躍の場となるように、アーティストの募集及び選定を行うこと。
- ・アーティストの決定については、本協会及び達磨寺と協議を行うこと。

②総合演出

- ・全体のコンセプトを設定し、達磨寺全体の調和がとれたものにすること。
- ・達磨寺方丈ファンクラブとも連携をし、マルシェと同時開催を行うことによる相乗効果を図ること。
- ・展示品の防犯対策を徹底すること。

③アート展のPR・達磨寺の発信

- ・達磨寺ファンクラブと連携を行い、SNS等を活用した情報発信を効果的に行うこと。
- ・また、コロナ対策としてSNS等を活用して自宅からでも楽しめるアート展となるように工夫を行うこと。

④新型コロナウイルス対応

- ・コロナ禍の渦中であることを踏まえ、本協会・達磨寺と綿密に調整し、感染防止策を徹底したうえで、アート展を行うこと。
- ・そのためのマニュアルを作成し、事前に本協会に提出すること。

3 定期ミーティング（業務報告会）

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に本協会と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務が遂行されるよう、適宜、原則王寺町地域交流センターにて定期ミーティングを行い、受託者は終了後速やかに、受託者の負担において議事録を提出すること。

4 その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化（トータルコーディネーター）すること。

(2) 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。

(3) 業務完了報告書の作成

本事業に関して事業効果検証を実施し、事業終了後速やかに業務完了報告書を作成の上、提出すること。

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合において、事前に書面にて報告し、本協会の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに本協会に無償で譲渡するものとする。

②受託者は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

本協会は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に王寺町観光協会に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

6 事業費限度額と支払方法

(1) 事業費限度額

7,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 支払方法

業務完了確認後、全額を払うものとする。